

京極町学童保育所運営事業委託プロポーザル実施要領

この要領は、京極町学童保育所運営事業委託の受託事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

京極町が設置する学童保育所について、民間事業者が有する知識や経験、手法等の活用による効率的かつ効果的な運営により、学童保育の質の向上を図ることを目的とし、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により最適な受託者を選定するため、本プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

京極町学童保育所運営事業委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「京極町学童保育所運営事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

ただし、受託候補者となった事業者から本業務の改善等に資する提案があった場合は、その内容を追加する等、契約時の仕様書は変更する場合がある。

(3) 履行場所

京極町公民館

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。

なお、運営業務の履行開始については令和8年4月1日からとし、契約締結日から令和8年3月31日までの間は、放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）の確保、保護者への説明会の開催、小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、備品・施設等の点検、確認及び整備、組織体制（指揮命令系統等）の確立、現運営者からの引継ぎ、その他必要な準備等を行い、円滑に業務の履行を開始するための業務実施準備期間とする。業務実施準備期間中に生じる費用は全て受託事業者の負担とする。

※地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

(5) 予算概要等

この業務に係る予算は、次のとおり想定していることから、業務委託料の積算にあたっては、提案上限額の範囲内とすること。

提案上限額（3年間総額）
55,591,000円

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合

にあっても、町はその損害について一切負担しない。

※本業務委託は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、本事業を円滑に運営できる事業者で、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に関して、過去 5 年以内に、地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）して履行し、又は当該事業を実施した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けたことがない団体であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 北海道内に事業所または店舗などを置くものであること。
- (7) 京極町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの各号に該当しないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定による者）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定による者）でないこと。
- (9) プライバシーマーク又は I S M S の認証を受けている事業者もしくはそれに準じる情報保護体制を構築している事業者であること。

4 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が、上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法などが本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が契約候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5 スケジュール

公告から契約締結までの実施スケジュールを以下のとおりとする。

(1) 実施公告日	1月19日（月）
(2) 質問書提出期限	1月30日（金）
(3) 質問書回答期限	2月 6日（金）
(4) 参加申請書などの提出期限	2月 9日（月）
(5) 企画提案書及び提案見積書などの提出期限	2月16日（月）
(6) プレゼンテーション及び質疑応答の実施	2月25日（水）
(7) 最優秀提案者の決定	2月27日（金）

6 参加申請書の提出

参加を希望する場合は、次により関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月9日（月）17時必着

(2) 提出方法

「15 各書類提出先」へ持参（土日及び時間外を除く）または郵送（書留または特定記録郵便に限る。）または宅配便による。

※電子メールでの提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

※令和8年1月19日現在の道内における過去5年間で受託した放課後児童健全育成事業の実績について記載すること。

ウ 沿革・代表者の履歴などの事業者概要（任意様式）

エ 納税に関する証明書

オ 直近2期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）の写し

※グループ企業で連結決算を行っている場合は、連結決算書も提出すること。

カ 個人情報保護に関する指針（任意様式）

(4) 提出部数

各1部

(5) 辞退について

参加申請書提出後に辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）を提出すること。

7 提案者の決定及び通知

町は、提出のあった参加申請書などの書類から提案者としての適格を審査し、結果を文書で通知する。

8 質問書の提出

実施要領及び仕様書などの内容に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第5号）を作成し、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月30日（金）17時必着

(2) 提出方法

「15 各書類提出先」に記載のアドレス宛に電子メールで送信

9 質問書の回答

質問に対する回答は次のとおり公表する。なお、個別に電話や口頭などで対応はしないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(1) 質問に対する回答の公表予定日

令和8年2月6日（金）

(2) 公表方法

京極町公式ホームページ（<https://www.town-kyogoku.jp/>）

10 企画提案書の提出

参加申請書の提出後、書類審査により提案者として認められた者は、次により企画提案書などの書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月16日（月）17時必着

(2) 提出方法

「15 各書類提出先」へ持参（土日及び時間外を除く）または郵送（書留または特定記録郵便に限る。）または宅配便による。

※電子メールでの提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 見積書（様式第4号）

(4) 提出部数

提出書類 各7部（正本（押印必須）1部、副本（押印、社名記載なし）6部）

(5) 提出書類作成にあたっての留意事項

ア 提出書類の規格はA4版とし、横書きで作成すること（A3版（A4版折込）の挿入も可とする。）。

イ 企画提案書は20ページ以内とする。ただし、A3版は2ページと換算すること。

11 プレゼンテーションの実施

本プロポーザルの審査は、京極町学童保育所事業委託公募型プロポーザル選定委員会が行う。

(1) 実施予定日時

令和8年2月25日（水）

※開始時間は、別途通知する。

(2) 実施場所

京極町役場 庁舎2階 議員控室

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、原則として参加申請書の受付順とする。

イ 実施時間は1提案者40分以内とし、プレゼンテーションは20分以内、選定委員会の委員による質疑は20分程度とする。

(4) その他

ア プレゼンテーションは、業務責任者になる予定の者が提案を行うこと。

イ プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うこと。

ウ プロジェクターなどを使用する場合は、事前に連絡すること。なお、パソコンなどは参加者において準備すること。

エ 追加資料の提出は認めない。

(5) 選定方法

選定委員会が、別紙「京極町学童保育所運営事業委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき評価し、1位となった提案者を本業務委託契約候補者に選定する。また、提案者が1者であった場合でも、本業務における業者選定は有効であるものとし、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

12 審査結果の通知および公表

審査終了後、提案者全員に対して文書にて審査結果を通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じないものとする。また、評価や審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。また、選定された契約候補者を本町のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者については公表しない。

13 契約の締結

契約候補者として選定された者と本町が実施方針や手法などの仕様確認などの協議を行い、契約を締結する。なお、契約候補者と協議が整わない場合、契約候補者に次いで高い評価を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

14 その他

- (1) 企画提案書などの書類作成及び提出、プロポーザルへの参加などにかかる一切の経費は参加者の負担とする。また、提出書類などは返却しない。
- (2) 企画提案書などの書類提出後に、提出書類の変更や差し替えは町が認めた場合のみ可能とする。
- (3) 企画提案書などの書類の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他町が必要と認める用途に使用する場合には、契約候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。
- (4) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

15 各書類提出先

京極町 健康推進課 子育て支援係

〒044-0101 虻田郡京極町字京極 527 番地

電話 : 0136-42-2111

F A X : 0136-42-3155

E-mail : kenko@town-kyogoku. jp